

図 3.2.1 まちづくりに関する計画(総括表①)

		有明北・東雲・豊洲					晴海・勝どき		築地・銀座		汐留・新橋・虎ノ門				
都市計画関連	江東区都市計画マスタープラン (H10.3 江東区)		江東区都市計画マスタープラン (H10.3 江東区) ・臨海副都心地域全体を、連続的で一体的に結びつける役割を持つシンボルプロムナードを軸として、公園・緑地等の整備を進め、憩いとやすらぎの空間としての樹林や散策路、にぎわいと楽しみの空間として整備					中央区緑の基本計画 (H11.3 中央区)		港区まちづくりマスタープラン (H19.3 港区)		港区緑と水の総合計画 (H11.3 港区)			
	江東区みどりと自然の基本計画 (H19.7 江東区)		江東区みどりと自然の基本計画 (H19.7 江東区) ・豊洲地区 水面に映えるみどりをみんではくくんでいく ・臨海地区 東京湾の水面を取り込みみどりが映える新たな都市空間を創造する					銀座地区 人々の爽やかな回遊性を演出する緑を整備する 築地地区 隅田川、浜離宮恩賜庭園へ導く緑を創造する 佃・月島地区 新旧の街並みの個性を活かし、暮らしを彩る緑を創造する 勝どき・豊海地区 水際の緑化でまちの魅力を高める 晴海地区 緑ゆたかな晴海アイランドをつくる		環状第2号線の計画にあたっては、周辺の既存公園の再編整 ちめ、新たな公園・緑地の創出を図る		港区緑と水に関する基本方針 (H18.3 港区) ・緑と水の量の拡大・緑と水の質の向上 ・協働による緑と水のまちづくり			
	有明南地区地区計画	有明北地区地区計画	東雲地区再開発地区計画	東雲一丁目地区地区計画	豊洲二・三丁目地区地区計画	豊洲五丁目地区地区計画	豊洲地区地区計画	晴海地区地区計画	月島地区地区計画	築地地区地区計画	銀座地区地区計画	汐留地区地区計画	汐留西地区地区計画	環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画	
	〔地区施設等の整備の方針〕 海に面して臨海副都心の基幹的な公園を整備するとともに、就業者、居住者及び来訪者が気軽に利用できる公園を地区内に整備する 〔建築物等の整備の方針〕 ゆとりとろあひのある空間を生みだすために、公共の空地と連続した良好な環境を有する広場、歩道状の空地を敷地内に整備する 副都心全体の一体的な緑化環境、緑のネットワークを形成するために、植栽を積極的に行う	〔建築物等の整備の方針〕 地区全体の緑化環境、緑のネットワークを形成するために、植栽を積極的に行う 〔建築物等の整備の方針〕 ゆとりとろあひのある空間を生みだすために、公共の空地と連続した良好な環境を有する広場、歩道状の空地を敷地内に整備する 副都心全体の一体的な緑化環境、緑のネットワークを形成するために、植栽を積極的に行う	〔土地利用の基本方針〕 水辺の特性を活かし、水際に緑地を設け、快適な親水空間をつくる 〔公共施設等の整備の方針〕 公園・緑地についてでは地区の中央に位置する公園と辰巳駅方面を結び地区全体の歩行者ネットワークの要となる歩行者通路と運河環境に繋がる緑道を設け、豊かな歩行者空間を形成する 〔建築物等の整備の方針〕 快適で安全な歩行者空間の創出や緑化等の修景空間の形成を図るため壁面の位置の制限を定める	〔地区施設等の整備の方針〕 豊洲駅方面と辰巳駅方面を結び地区全体の歩行者ネットワークの要となる歩行者通路と運河環境に繋がる緑道を設け、豊かな歩行者空間を形成する 〔建築物等の整備の方針〕 快適で安全な歩行者空間の創出や緑化等の修景空間の形成を図るため壁面の位置の制限を定める	〔公共施設等の整備の方針〕 放射34号線沿いに地区の環境軸となる歩行者空間を整備する 〔土地利用の方針〕 都市開発諸制度を活用し公開空地等を設ける場合は、地区施設や他の公開空地等と連携させ一体となった整備を図る 〔地区施設等の整備の方針〕 「うるおいと木かげ道路」の歩行者空間を東雲運河の方向に連続させ、歩行者ネットワークの要となる歩行者通路を整備する 〔建築物等の整備の方針〕 水際緑地幹線道路および区画街路沿いにおいて、外壁の後退を行う道路に沿って、歩道と一体となった歩道状空地を整備する 〔建築物等の整備の方針〕 安全で快適な歩行者空間の創出や緑化等の修景空間の形成を図るため、壁面の位置の制限、制限及び道・さくの構造の制限を定める	〔土地利用の方針〕 都市開発諸制度を活用し公開空地等を設ける場合は、地区施設や他の公開空地等と連携させ一体となった整備を図る 〔地区施設等の整備の方針〕 「うるおいと木かげ道路」の歩行者空間を東雲運河の方向に連続させ、歩行者ネットワークの要となる歩行者通路を整備する 〔建築物等の整備の方針〕 水際緑地幹線道路および区画街路沿いにおいて、外壁の後退を行う道路に沿って、歩道と一体となった歩道状空地を整備する 〔建築物等の整備の方針〕 安全で快適な歩行者空間の創出や緑化等の修景空間の形成を図るため、壁面の位置の制限、制限及び道・さくの構造の制限を定める	〔公共施設等の整備の方針〕 水際緑地幹線道路および区画街路沿いにおいて、外壁の後退を行う道路に沿って、歩道と一体となった歩道状空地を整備する 〔建築物等の整備の方針〕 安全で快適な歩行者空間の創出や緑化等の修景空間の形成を図るため、壁面の位置の制限、制限及び道・さくの構造の制限を定める	〔建築物等の整備の方針〕 建築物の高さの制限と壁面の位置の制限等を定め、道路等の規模に即した街並みの形成を図る	〔建築物等の規制・誘導の方針〕 建築物の高さの制限と壁面の位置の制限等を定め、道路等の規模に即した街並みの形成を図る	〔地区施設等の整備の方針〕 災害時の安全性を確保するため、建築物の壁面の後退や細街路の拡幅整備を進めるとともに、生活にうるおひゆとりを高めるための総合的な道路修景を行い、コミュニティ道路としての機能向上を図る。また、建築物の中層高化や共同化を推進し、オープンスペースの確保に努める	〔地区施設等の整備の方針〕 歩道の拡幅や建築物の後面後退を行うことにより、歩道状空地等の整備を進め、より安全で快適な歩行者空間の確保を図る	〔地区施設等の整備の方針〕 歩行者の安全性、快適性を確保するため、建築物の壁面の位置の制限等による歩道状空地を確保し、緑化による道路修景など歩行者空間の充実を図る	〔地区施設等の整備の方針〕 歩行者の安全性、快適性を確保するため、建築物の壁面の位置の制限等による歩道状空地を確保し、緑化による道路修景など歩行者空間の充実を図る	〔公共施設等の整備の方針〕 居住者、就業者及び来訪者が気軽に利用できるオープンスペースを確保し、緑のある憩いの場を確保する 〔建築物等の整備の方針〕 壁面の位置の制限により建築物の周囲に歩行者空間を確保する	
10年後の東京 (H18.12 東京都) ・川と緑で東京を大きく包み込み、海からの風を呼び込むため、臨海部から都心部の緑の拠点を街路樹で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」を形成していく															
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (H19.6 東京都) ・環境軸の実現に向け、「10年後の東京」で示した「グリーンロード・ネットワーク」の中心的な通に当たる、現在整備中の環状2号線を推進地区とし、早急に取組を進める ・今後、まちづくりの熟度を高い地区を、都市基盤の事業状況なども勘案した上で推進地区として選定し、着実に推進を図っていくことで、都内全域での“みどり豊かな都市空間のネットワーク”の形成につなげていく															
臨海副都心まちづくり推進計画 (H9.3 東京都)		豊洲・晴海開発整備計画—再改定(豊洲)案— (H14.9 東京都)					晴海まちづくりの考え方 (H17.11 東京都・中央区)								
臨海副都心まちづくりガイドライン (H19.2 東京都)		臨海副都心まちづくり推進計画 (H9.3 東京都) ・水辺の広々とした眺望に恵まれたウォーターフロントの特性をいかして、水に親しめる施設を整え、住み、働き、学び、遊ぶ人の誰もが自然とふれあい、憩える緑豊かな都市空間を創造していく					豊洲・晴海開発整備計画—再改定(豊洲)案— (H14.9 東京都) ・広域幹線道路 整備にあたっては、各地区の開発スケジュールとの整合を図るとともに、広幅員の歩道や道路緑化等により沿道環境の保全を図る ・水と緑のネットワークの形成 ・ウォーターフロントの魅力を生かし、水辺には親水性に優れた防波護岸を整備するほか、地区内には街区公園、近隣公園、緑地などを整備し、水と緑のネットワークを形成する ・街区形態、建築形態 幹線道路沿いの建築物については、壁面緑の統一や前面空地の確保など、地区のイメージを高める景観と特徴ある景観が創出されるよう配慮する		晴海まちづくりの考え方 (H17.11 東京都・中央区) ・幹線道路及び区画道路沿いに整備される歩道状の空地においては、既存の街路樹を含めた一体的な緑地空間とする ・潮風に強い樹種を選定するとともに、歩行者が四季を通じて楽しめるような花木を植栽する ・オープンスペースや歩道状の空地だけでなく、敷地内や屋上を積極的に緑化する						
有明北地区まちづくりマスタープラン (H11.11.H19.12一部見直し 東京都)		有明北地区まちづくりガイドライン (H19.12 東京都)													
有明北地区まちづくりガイドライン (H19.12 東京都)		有明北地区まちづくりガイドライン (H19.12 東京都) ・公園・緑地を整備するとともに、メインロード、にぎわいロードおよび南北方向の歩行者専用線への街路樹等の整備、敷地内オープンスペースの緑化・隣接敷地との連続化等を進め、有明親水海浜公園、有明テニスの森公園等と連携した水と緑のネットワークを形成する													
東京都景観計画 (H20.7 東京都)		東京都景観計画 (H20.7 東京都) 〔臨海景観基本軸・水辺景観形成特別地区—一般地域〕 ・水辺空間に接続するオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して一体的な空間とする ・緑化にあたっては、水辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な育成が可能となるよう、植栽地盤を工夫する ・敷地内ではできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する ・敷地と水域の境界部に塀や柵をもうける場合は、できる限り開放性のあるものにする													

図 3.2.2 まちづくりに関する計画(総括表②)

		有明北・東雲・豊洲	晴海・勝どき	築地・銀座	汐留・新橋・虎ノ門	
関係区の計画		<p>江東区臨海景観基本軸の景観づくり整備計画（H13.4江東区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の外縁部には、オープンスペースを連続して配置し、多様な形態の建築や施設が、それらの線により調和し、一体感のある景観となるように努める。 ・施設敷地の植樹や外周の樹木帯などは、これらの多様な形態の施設の景観に多様の中での統一性を与える重要な手法であり、計画に当たっては施設相互の景観的調和とともに十分配慮するように努めるものとする。 	<p>朝潮運河護岸環境整備構想（H15.9 中央区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた水際線の公共用地を有効に活用するため、背後地の再開発事業などとの一体的整備により、歩行空間や緑地の美観的な拡大を促進する 		<p>(H15.9 中央区)</p>	
			<p>中央区水辺利用の活性化に関する方策（H18.4 中央区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の景観整備 ・水辺のにぎわい拠点の整備 ・水辺に向いたまちづくりの誘導 	<p>築地市場地区の活気とにぎわいビジョン（H16.12 中央区）</p> <p>〔水辺の活用、魅力ある景観の創出〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新月豊川沿いの緑地確保 ・水際プロムナードの整備 		
地域の計画		<p>豊洲2・3丁目地区まちづくりガイドライン（H19.3 豊洲2・3丁目地区まちづくり協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の定義によって公共施設沿道空間には歩道状スペースの確保を義務づける ①地区計画による2号施設及び地区施設、地区施設（予定） ②交通管理者及び道路管理者との協議による有効幅員確保部分 ・歩道状スペースは指定された幅員を確保する ・シーズンを満して花が楽しめるように花木の植栽を行う ・公共施設と一体的な整備を図るため、指定された舗装材・ツリーサークル・照明・サインを使用する 	<p>豊洲5丁目地区景観ガイドライン（H20.1 豊洲5丁目地区開発協議会）</p> <p>〔緑化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内ではできる限りの緑化を図り、周辺の緑と連続させる また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する ・緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう植物地盤を工夫する ・道路沿いの緑化は、歩道部の植栽と合わせた2列植栽など道路植栽との調和を図るよう配慮する。この場合、歩道状空地内でも適宜配置できるものとする ・歩行者動線等と調和した整備など開放的な緑地空間を形成する また広がりのある空間やコーナー部に植栽する場合は、アイストリップやシンボル性に配慮した樹木を選定するなど、樹木の大きさや特徴に配慮する。 	<p>豊洲地区まちづくりガイドライン（H18.7 豊洲地区開発協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区全体の一体的な水と緑のネットワークの形成をめざして緑化を行い、相互に連携し、調和を図るように努める ・敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、樹種や配置のバランス等もきめ、街路樹や建築物との調和を図った植栽を行う 特に、補助315号線沿いには、街路樹と合わせた民地内の植樹による2列植栽を基本とし、緑豊かな空間を創出する ・建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）については、できる限り緑化に努める ・各区域や街区全体で一体的に調和した緑化環境の形成に努める ・防犯上の観点から、植栽により死角が生じないように配慮する 	<p>東京都下水道事業経営計画2007（H19.2 下水道局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の屋上や壁面の緑化の推進（勝どきポンプ所） 	
			<p>豊洲地区景観ガイドライン（H19.11 豊洲地区まちづくり連絡会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広がりや厚みをもった豊かな緑の創出に寄与するよう、敷地内ではできる限りの緑化を図り、周辺の緑と連続させるとともに、オープンスペースとの調和に配慮する ・緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植物地盤を工夫する ・屋上緑化や壁面緑化を積極的に導入し開放的な緑地空間の形成や集計に努める 			

図 3.2.3 まちづくりに関する計画(地区計画:有明北・東雲地区)

臨海副都心有明北地区地区計画(再開発等促進区)
 地区計画区域面積:約 130ha、地区整備計画区域面積:約 44.8ha
 ○公共施設等の整備の方針:
 ・快適な歩行者空間の整備
 ・公園等を整備し、水と緑のネットワークを形成
 ○建築物等の整備の方針:
 ・広場状、歩道状の空地を敷地内に整備
 ・地区全体を積極的に植栽
 ・環状2号線沿道にひろがりや厚みをもった豊かなみどりを配置
 ○主要な公共施設の配置及び規模:
 公園1号、公園2号

【有明北2区域2-8-A街区】
 ・地区広場2-2号、2-3号
 ・歩道状空地2-5号(幅員4m)
 ・地区広場2-2号に面する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退
 ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明北3区域3-3-B街区】
 ・歩道状空地3-2号(幅員4m)、3-3号(幅員2m)
 ・緑地3-3号(幅員2m)
 ・都橋通りに面する部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退
 ・区画道路に面する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退

【有明北3区域3-2街区】
 ・歩道状空地3-4号(幅員4m)、3-5号、3-6号(幅員2m)
 ・緑地3-4号(幅員4m)
 ・放34支1に面する部分のうちGL+20m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退
 ・台有道路に面する部分のうち、GL+20m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退
 ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退

【有明北2区域2-3-A街区】
 ・地区広場2-1号
 ・歩道状空地2-1号、2-2号(幅員4m)
 ・地区広場2-1号及び歩行者専用通路に面する部分のうちGL+10m未満の部分では、2m以上など階段状の壁面後退
 ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明北1区域】
 ・公園1号、公園2号
【有明北1区域雨水ポンプ場街区】
 ・緑地1-1号(幅員2m)、
 緑地1-2号、1-3号(幅員4m)
 ・歩道状空地1-1号(幅員2m)
 ・壁面の位置の制限
 -公園2号に接する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 -緑地1-2号に接する部分のうちGL+20m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 -歩道状空地1-1号に接する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 ・壁面の位置の制限(※2参照)

【有明北3区域3-3-A街区】
 ・歩道状空地3-1号(幅員4m)
 ・緑地3-1号(幅員4m)、緑地3-2号(幅員2m)
 ・都橋通りに面する部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明北3区域3-3-A街区】
 ・歩道状空地3-1号(幅員4m)
 ・緑地3-1号(幅員4m)、緑地3-2号(幅員2m)
 ・都橋通りに面する部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明北3区域3-3-B街区】
 ・歩道状空地3-2号(幅員4m)、3-3号(幅員2m)
 ・緑地3-3号(幅員2m)
 ・都橋通りに面する部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退
 ・区画道路に面する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退

【有明北3区域3-2街区】
 ・歩道状空地3-4号(幅員4m)、3-5号、3-6号(幅員2m)
 ・緑地3-4号(幅員4m)
 ・放34支1に面する部分のうちGL+20m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退
 ・台有道路に面する部分のうち、GL+20m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退
 ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退

【有明北2区域2-3-A街区】
 ・地区広場2-1号
 ・歩道状空地2-1号、2-2号(幅員4m)
 ・地区広場2-1号及び歩行者専用通路に面する部分のうちGL+10m未満の部分では、2m以上など階段状の壁面後退
 ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明北1区域】
 ・公園1号、公園2号
【有明北1区域雨水ポンプ場街区】
 ・緑地1-1号(幅員2m)、
 緑地1-2号、1-3号(幅員4m)
 ・歩道状空地1-1号(幅員2m)
 ・壁面の位置の制限
 -公園2号に接する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 -緑地1-2号に接する部分のうちGL+20m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 -歩道状空地1-1号に接する部分のうちGL+10m未満の部分では2m以上など階段状の壁面後退
 ・壁面の位置の制限(※2参照)

【有明北2区域2-3-B街区】
 ・地区広場2-4号
 ・歩道状空地2-3号、2-4号(幅員4m)
 ・地区広場2-4号及び歩行者専用通路に面する部分のうちGL+10m未満の部分では、2m以上など階段状の壁面後退
 ・その他の部分のうちGL+10m未満の部分では4m以上など、階段状の壁面後退

【有明南3区域O街区】
 ・公園1号

【有明南3区域G-1街区】
 ・壁面の位置の制限(※1参照)

東雲一丁目地区地区計画
 地区計画区域面積:約 18.9ha、地区整備計画区域面積:約 18.9ha
壁面の位置の制限
 ・住宅B地区内で区画道路1号及び2号に面する部分については、1mの壁面後退
 ・その他に面する部分については、5mの壁面後退

【住宅A地区】
 ・緑道5号、6号(幅員6m)

【住宅B地区】
 ・緑道1号、2号、3号、4号(幅員15m)

東雲地区再開発地区計画
 地区計画区域面積:約 9.3ha、
 地区整備計画:約 9.3ha
 ○土地利用の基本方針:
 ・水際に緑地を設置
 ・東京湾環状道路沿いに緑地帯をつくる
 ○公共施設等の整備の方針:
 ・公園と辰巳運河沿いの緑地とを結びネットワークを構成
 ○主要な公共施設の配置及び規模:
 地区公園

臨海副都心有明南地区地区計画(再開発等促進区)
 地区計画区域面積:約 107ha、
 地区整備計画区域面積:約 61.2ha
 ○地区施設等の整備の方針:
 ・公園等を地区内に整備
 ・公開性をもった空地を確保
 ○建築物等の整備の方針:
 ・壁面の位置の制限による歩行者空間や緑化空間の確保
 ・広場状、歩道状の空地を敷地内に整備
 ・敷地境界での植栽
 ・緑のネットワークの形成
 ○土地利用に関する基本方針:
 ・有明西運河に面する街区での公園等の整備

※1 壁面の位置の制限
 ・センターフロムナード又はイーストフロムナードに面する部分のうちGL+20m未満の部分では、原則として1/2以上は壁面線を境界線から6m以内に接近
 ・幹線道路に面する部分のうちGL+20m未満の部分では2m以上など、階段状の壁面後退
 ・区画道路に面する部分では2m以上の壁面後退

【有明南3区域A街区】
 ・壁面の位置の制限(※1参照)

【有明南3区域I街区】
 ・壁面の位置の制限(※1参照)

凡例

- 地区計画の区域
- 地区整備計画の区域
- 実際のみどり(樹木/草地)
- 実際のみどり(屋上緑化)
- 街路樹のある路線
- 公園、緑地、公開空地等(整備済)
- ただし「実際のみどり」の範囲を除く
- 公園、緑地、公開空地等(計画)
- 屋上緑化(計画)
- 街路樹のある路線(計画)
- 今後の開発によりみどりが生み出される箇所
- 市街地再開発事業の範囲

<参考>各区の緑の発達の調査の調査年時期
 千代田区:平成15年度調査実施
 中央区:平成16年度調査実施
 江東区:平成17年度調査実施
 港区:平成18年度調査実施



図 3.2.4 まちづくりに関する計画(地区計画:豊洲地区)



図 3.2.5 まちづくりに関する計画(地区計画:晴海・勝どき地区)



図 3.2.6 まちづくりに関する計画(地区計画・築地・銀座地区)



銀座地区地区計画

地区計画区域面積：約 84.3ha、地区整備計画区域面積：約 84.3ha

○地区施設の整備の方針

- ・歩道の拡幅、建築物の壁面後退、歩道状空地等の整備

商業機能更新地区

- ・晴海通り、外堀通り、中央通り、昭和通りに面する部分では0.2m以上の壁面後退
- ・比較的幅員の広い道路（並木通りなど）に面する部分では0.3m以上の壁面後退
- ・その他の道路に面する部分では0.5m以上の壁面後退（ただし以下を除く）
- ・2項・3項道路に面する部分では道路中心から2.2m以上の壁面後退など

商業・住居複合地区

- ・幅員4m以上の道路に面する部分では0.5m以上の壁面後退
- ・2項・3項道路に面する部分では道路中心から2.2m以上の壁面後退など

京橋地区地区計画

地区計画区域面積：約 77.1ha、地区整備計画区域面積：約 77.1ha

○土地利用の方針

- ・安全で快適な歩行者空間の創出
- 地区施設の整備の方針
- ・建築物の中高層化や共同化を推進し、オープンスペースを確保
- 建築物等の規制・誘導の方針
- ・壁面の位置の制限

商業地区

- ・幅員8m以上の道路に面する部分では1m以上の壁面後退
- ・幅員4m以上8m未満の道路に面する部分では0.5m以上の壁面後退
- ・2項・3項道路に面する敷地では道路中心から2.2m以上の壁面後退など

住居地区

- ・幅員8m以上の道路に面する部分では1m以上の壁面後退
- ・幅員4m以上8m未満の道路に面する部分では0.5m以上の壁面後退
- ・2項・3項道路に面する敷地では道路中心から2.2m以上の壁面後退など

築地地区地区計画

地区計画区域面積：約 51.3ha、地区整備計画区域面積：約 51.3ha

○土地利用の方針

- ・安全で快適な歩行者空間の創出
- 地区施設の整備の方針
- ・建築物の中高層化や共同化を推進し、オープンスペースを確保
- 建築物等の規制・誘導の方針
- ・壁面の位置の制限

- ・幅員8m以上の道路に面する部分では1m以上の壁面後退
- ・幅員4m以上8m未満の道路に面する部分では0.5m以上の壁面後退
- ・2項・3項道路に面する敷地では道路中心から2.2m以上の壁面後退など

凡例

- 地区計画の区域
- 地区整備計画の区域
- 実際のみどり（樹木/草地）
- 実際のみどり（屋上緑化）
- 街路樹のある路線
- 公園、緑地、公開空地等（整備済）
- <ただし「実際のみどり」の範囲を除く>
- 公園、緑地、公開空地等（計画）
- 屋上緑化（計画）
- 街路樹のある路線（計画）
- 今後の開発によりみどりが生み出される箇所
- 市街地再開発事業の範囲

<参考>各区の緑の実態調査の調査年時期
 千代田区：平成15年度調査実施
 中央区：平成16年度調査実施
 江東区：平成17年度調査実施
 港区：平成18年度調査実施

図 3.2.7 まちづくりに関する計画(地区計画:汐留・新橋・虎ノ門地区)



新橋一丁目地区地区計画
地区計画区域面積：約 3.5ha、地区整備計画区域面積：約 0.8ha

霞ヶ関三丁目南地区地区計画 (再開発等促進区)
地区計画区域面積：約 5.0ha、地区整備計画区域面積：約 5.0ha

永田町二丁目地区地区計画 (再開発等促進区)
地区計画区域面積：約 5.9ha、地区整備計画区域面積：約 5.9ha

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 (再開発等促進区)
地区計画区域面積：約 8.8ha、地区整備計画区域面積：約 8.0ha

- 公共施設等の整備の方針
- ・オープンスペースの配置、緑のあるいこいの場の確保
- 建築物等の整備の方針
- ・壁面の位置の制限、歩行者空間の確保
- 主要な公共施設の配置及び規模
- ・広場 (Ⅲ街区)

I 街区

- ・歩道状空地 1 (幅員 2m)
- ・道路境界線より 2m~8m 以上の壁面後退
- ・区域西端の道路境界より H<16 で 8m 以上、H≥16 で 40m 以上の壁面後退

II 街区

- ・地区広場 1
- ・道路以外の部分では、道路境界線より 8m 以上の壁面後退
- ・北側及び西側の敷地境界より H≤10 で 4m 以上など階段状の壁面後退

III 街区

- ・地区広場 2
- ・道路以外の部分では、道路境界線より 6m~10m 以上の壁面後退

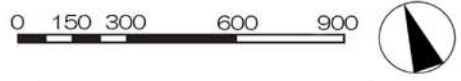
六本木一丁目西地区地区計画 (再開発等促進区)
地区計画区域面積：約 7.3ha、地区整備計画区域面積：約 6.7ha

汐留地区地区計画 (再開発等促進区)
地区計画区域面積：約 25.1ha、地区整備計画区域面積：約 23.1ha

六本木・虎ノ門地区地区計画 (再開発等促進区)
地区計画区域面積：約 3.5ha、地区整備計画区域面積：約 0.8ha

汐留西地区地区計画
地区計画区域面積：約 5.5ha、地区整備計画区域面積：約 5.5ha

愛宕地区再開発地区計画
地区計画区域面積：約 6.6ha、地区整備計画区域面積：約 4.5ha



凡例

	地区計画の区域
	地区整備計画の区域
	実際のみどり (樹木/草地)
	実際のみどり (地上緑化)
	街路樹のある路綫
	公園、緑地、公開空地等 (整備済)
	<ただし「実際のみどり」の範囲を除く>
	公園、緑地、公開空地等 (計画)
	地上緑化 (計画)
	街路樹のある路綫 (計画)
	今後の開発によりみどりが生み出される箇所
	市街地再開発事業の範囲

<参考>各区の緑の実態調査の調査年時期
千代田区：平成15年度調査実施
中央区：平成16年度調査実施
江東区：平成17年度調査実施
港区：平成18年度調査実施

図 3.2.8 まちづくりに関する計画(地区計画以外:有明北・東雲・豊洲地区①)

江東区都市計画マスタープラン(平成10年3月)

■地区別まちづくり方針

○豊洲地区

- ・まちづくりの目標:
住宅と商業・業務との複合した新しいまち 水辺空間との調和あるまち

○臨海地区

- ・まちづくりの目標:
活力ある交流のまち ゆとりと豊かさが実感できるまち
- ・まちづくりの方針:
水と緑のネットワークの形成(シンボルプロムナードを軸として、公園・緑地等の整備を進め、憩いとやすらぎの空間としての樹林や散策路、にぎわいと楽しみの空間として整備)

有明北地区まちづくりガイドライン(平成19年12月改定 東京都港湾局)

■まちづくりの目標に関する内容

- ・水と緑に親しめるまち など

■みどりづくりに関する内容

○空間構成の基本方針

- ・まちづくりマスタープランで定めた4つのロードをまちの骨格として魅力ある都市環境を創造していく(前略)有明親水水辺公園、有明テニスの森公園等と連携した水と緑のネットワークを形成する

○都市基盤整備の方針

- ・大規模公園や水辺と整合のとれた公園・緑地を配置する
- ・公園や水辺を相互に結ぶ緑道公園や緑地の整備に努める
- ・水際線は自然の再生に配慮しつつ誰もが近づけ、親しめる開放感のある公共空間となるよう整備する など

○開発誘導の指針

- ・沿道建築物の主要な壁面の位置及び道路境界線から後退すべき距離を定める
- ・壁面後退により生み出される空地は一般に開放されたゆとりある歩道状空地として整備
- ・各区域の中には公開空地等を設けるように努め、周囲の公開空地等との連続性に配慮し、円滑なアクセスを確保する
- ・にぎわいロードに沿って人々が滞留するためのポケットパーク等を設ける
- ・区内に設けられるオープンスペースは「水と緑のネットワーク」及び「歩行者のネットワーク」に組み込むように努める
- ・敷地内のオープンスペース等には、建築物等との調和を図った植栽を行う

■みどりのしつらえに関する内容

- ・接道部の重点的な緑化/緑地面積の確保/建築物上(屋上・壁面・ベランダ等)のできる限りの緑化)
- ・メインロード及びにぎわいロード沿いの敷地では地区の顔や表情を演出したまちなみを演出するため積極的な緑化を図る
- ・(メインロード沿道の敷地では)街路樹と敷地内緑化の二列植栽 など

- メインロード(①):地区の顔として風格のある街路空間を形成するため、ゆとりある歩行者空間の確保と緑化の推進を図る
- シンボルロード(②):有明テニスの森から有明親水公園までの緑地も含めたビューコリドーの形成に配慮する
- にぎわいロード(③):楽しみながらゆったりと歩ける歩行者空間を整備するため、沿道の建築物の形態・配置等に配慮する
- 快適ロード(④):遊歩道を確保し、水と緑のネットワークの中心として位置づける



凡例

- 緑の軸/水の軸
- 緑の拠点

江東区みどりと自然の基本計画(緑の基本計画)(平成19年7月)

■重点施策

- 水辺の緑化推進(水網を中心とした緑化推進)
- ・河川・運河沿いの緑化推進(河川・運河沿いの「みどりの帯」、「水の辻」の緑化)
- ・臨海部の新たな都市開発にあわせた緑化推進
- ・諸計画との協調による緑化推進

■地区別に見る取り組み方針

○豊洲地区

- ・運河沿いを活用した水とみどりのネットワーク化

○臨海地区

- ・都市開発により創出された公園・道路のみどりや宅地内のみどりの維持・向上
- ・今後の都市開発の際にも緑化を積極的に推進
- ・豊洲・有明北地区へ適正な都市公園の配置 など

<参考>豊洲五丁目地区景観ガイドライン(平成20年1月 豊洲5丁目地区開発協議会)

■景観づくりの目標に関する内容

- ・水とみどりと青空との融合を図る景観 など

■みどりづくりに関する内容

○空間構成の基本方針

- ・地区中央に緑豊かな空間軸を設け、覆うような緑陰を地区全体の隅々に行き渡らせた緑のネットワークをつくる
- ・地区中央のうるおいの木かげ道路や歩行者通路とあわせて「青空空間(建築物相互の適切な離隔を確保した緩衝空間)」を確保し幅のある緑の帯を形成
- ・建物位置や緑道、歩行者動線との繋がりを考慮して「青空空間」を配置

■みどりのしつらえに関する内容

- ・道路沿いの緑化は歩道部の植栽とあわせて2列植栽など道路植栽との調和を図るよう配慮する
- ・歩行者動線等と調和した整備など開放的な緑地空間を形成する
- ・広がりのある空間やコーナー部に植栽する場合は、アイストップやシンボル性に配慮した樹木を選定するなど樹木の大きさや特質に配慮する

- 緑の拠点(⑤):駅間地区の緑環境の拠点としてまとまった緑を創出/駅前地区からつながる賑わいの緑と豊洲地区につながる補助315号線沿いの緑をつなげる
- 水辺の拠点(⑥):運河沿いのオープンスペースとし、地区歩行者空間ネットワークの終結点を形成/晴海通り沿いにも水辺へと誘う緑の連続性をつくり出す
- 晴海通り景観軸(⑦):街路樹と敷地内樹木とで2列植栽の並木を誘導
- 補助315号線景観軸(⑧):歩道の街路樹との調和を図った2列植栽を誘導する
- うるおいの木かげ道路と緑道(⑨):2列の並木を東雲運河までつなげ、「青空空間」や各敷地のオープンスペースとつながり歩きながら地区の豊かな緑空間が楽しめる空間を形成/敷地内オープンスペースとあわせて幅を持った落ち着いた雰囲気を持ち、子供達も安心して楽しめるような空間を形成
- 東西区道景観軸(⑩)・南北区道景観軸(⑪):歩道と敷地内歩行者空間、植栽などとあわせて歩行者が快適に歩ける沿道環境をつくる
- 護岸景観軸(⑫):水に親しむ空間を拡充するため、東雲運河の護岸の再整備を検討する

図 3.2.9 まちづくりに関する計画(地区計画以外:有明北・東雲・豊洲地区②)

豊洲2・3丁目地区まちづくりガイドライン(平成19年3月 豊洲2・3丁目地区まちづくり協議会)

■まちづくり(都市空間形成)の目標に関する内容

- ・街の賑わいを誘発する
- ・水際空間という稀にみる立地を活かし“水と緑と光”をテーマとしたデザイン展開

■みどりづくりに関する内容

○まちづくり(都市空間)の整備方針

- ・地区に風格と潤いを与える幹線道路沿道の環境軸を形成
- ・街に多彩な魅力を与える個性ある歩行空間とオープンスペースを創出
- ・交流・賑わいの拠点を形成
- ・水辺の魅力を楽しめるレクリエーションの場を創出

○都市基盤整備の方針

- ・地域住民や来街者が集い、憩えるコミュニティの形成とともに、来街者も含めたレクリエーション空間を整備
- ・水や緑、地域の履歴などの資源を活用した魅力あるオープンスペースを整備

○開発誘導の指針

- ・公共施設沿道空間には歩道状スペースの確保を義務づけ
- ・アメニティスペースは全ての通りに対して設置
- ・敷地を通り抜ける歩行者空間を設ける場合は、広場やアトリウムなど公開性の高い空間との連携が望ましい
- ・街路空間と一体となった広場の創造により広場状のオープンスペースを整備
- ・豊かな緑地空間を感じさせる空間形成
- ・水際部の都市空間であることを感じさせる空間設計
- ・地区全体の一体的な水と緑のネットワーク形成と、潤いある都市景観の形成
- ・周辺との調和を図ったランドスケープの整備

■みどりのしつらえに関する内容

- ・街路樹は緑量の多い樹木や落葉樹、花木などにより、うるおいある都市環境を形成
- ・公共施設沿道空間はシーズンを通して花が楽しめるように花木を植栽
- ・アメニティスペースの樹木等は公共施設及び歩道状スペースと調和したものが望ましい
- ・敷地内歩行者空間を敷地境界に沿って設ける場合は、隣接敷地の外構計画(植栽など)と連携を図ることが望ましい

- 晴海通り(①):高木が建ち並び緑豊かで美しい街路景観形成(合計5列の植栽)
- 補助200号線沿道(②):江東内陸部と豊洲をつなぐ緑に包まれた街路空間/緑豊かな環境を演出する沿道での緑化空間づくり(歩道状スペース内での列植など)
- けやき通り(③):歩行空間のデザイン誘導によるストリートの統一感の演出(列植によるハイグレードな道路空間の演出)
- サンセット・ウォーク(④):街区間の連携による水辺と連続する一体性の高いモール空間形成
- 豊洲三丁目公園(⑤):地域住民の新たなコミュニティ形成の場の創出(植栽・遊具等の整理)/周辺のまちづくりと連携した環境整備(陸側から水辺へとアクセスする緑豊かな歩行空間の整備)
- ウォーターフロント・パーク(⑥):豊洲晴海間水域に面する開放的で居心地の良い大規模親水公園
- ベイウォーク(⑦):潮風を感じながら楽しく歩ける、東京水辺散策の新名所
- チャナルウォーク(⑧):地域コミュニティのための水辺の散歩道/プロムナードの植栽等のデザイン誘導による統一感の演出
- コーナー広場:個性ある街角を演出する広場空間

凡例

- 緑の軸/水の軸
- 緑の拠点

豊洲地区まちづくりガイドライン(平成18年7月 豊洲地区開発協議会)

■まちづくりの目標に関する内容

- ・魅力ある水際都市の創出 など

■みどりづくりに関する内容

○空間構成の基本方針

- ・豊洲環境軸と拠点の形成、適切なネットワークの形成、個性的な都市景観の形成といった視点から都市空間を構成する

○都市基盤整備の方針

- ・ゆとりと潤いのある質の高い空間として公園・緑地の整備を図るとともに、周囲の水域や既存の大規模公園などと連携した水と緑のネットワークを形成する
- ・ウォーターフロント・プロムナードは、親水性に配慮しながら、連続した快適な緑地を中心とした整備を図る

○開発誘導の指針

- ・道路公園等の公共空間と建築物が一体となって調和の取れた都市空間を形成するとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、沿道建築物の後退すべき距離を定める
- ・壁面後退によって生み出される空地は、道路の歩道と合わせて自転車や歩行者が安全・快適に通行できるゆとりある空間とする
- ・建築物上(屋上、壁面、バルコニー等)についてはできる限り緑化に努める

■みどりのしつらえに関する内容

- ・壁面後退によって生み出される空地は、植栽やストリートファニチュアなどによって歩道と一体的な外部空間の創出や潤いある街並みの形成に努める
- ・敷地内のオープンスペース等には樹種や配置のバランス等も含め、街路樹や建築物等との調和を図った植栽を行う
- ・特に都市環境軸の補助315号線沿いは街路樹と合わせた民地内の植樹による2列植栽を基本とし、緑豊かな空間を創出する など

○豊洲環境軸(水際環境軸)⑨:水域、親水護岸、宅地内緑地、公園等の水と緑の環境資源の一体性に配慮し(中略)水辺の楽しさを感じられる空間を創出/有明地区等との連続性を確保した水際空間を形成

○豊洲環境軸(都市環境軸)⑩:高層員の壁面後退を誘導し、(中略)にぎわいと豊かな緑が一体となった都市環境軸を形成/歩道と壁面後退空間等は建物緑化と緑陰効果の高い街路樹等を一体的に配するなど、緑量の豊かな空間を創出

○拠点(水と緑の拠点)⑪:水際空間のまちづくりの拠点として、豊洲環境軸の両端部において、水と緑の活用を図り、拠点にふさわしい機能を導入/東電堀沿いから豊洲公園にかけての一角は(中略)親水機能や豊かな緑を有する拠点として整備

○水と緑のネットワーク(オープンスペース):以下の多彩なオープンスペースを適切に配置、連携して水と緑のネットワークを形成(公園/水際広場/屋上緑化広場/マーケット広場空間エリア⑫/水際環境空間エリア⑬/ウォーターフロント・プロムナード/街区広場)

<参考>豊洲地区景観ガイドライン(平成19年11月、豊洲地区まちづくり連絡会議)

- 水際環境軸の景観
 - ・水際空間の開放性や水域への眺望等に配慮した建物の配置や形態・意匠などにより水際の街並み景観の形成
 - ・仕上げ素材や色彩、緑化、水際緑地空間や周辺環境等との調和への配慮
- 都市環境軸の景観
 - ・補助315号線の歩道に設置される街路樹と一体となった2列植栽
 - ・2列植栽を形成するために敷地内で行う高木植栽は歩道状の植栽ピッチより密にするように努める
- 公共空間の景観形成方針(公共空間及び敷地に対する配慮)
 - ・幹線道路の緑化や歩道の舗装等のデザインとの連続性や一体性に配慮する/公園の仕上げや植栽等との連続性や一体性に配慮する/都市基盤施設や公共空間の整備を同時並行的に実施できる場合は、双方の協調を図る
- 建築物等のガイドライン
 - ・緑量の増大化(積極的に緑の多い景観を誘導)/地区全体の緑の連続性(樹種)/敷地相互の緑の連続性
 - ・防風機能に優れた樹種や、塩や潮に強い耐塩性、耐潮性ある樹種を選定する など

図 3.2.10 まちづくりに関する計画(地区計画以外:晴海・勝どき地区)

中央区基本計画 2008 (平成 20 年 2 月)

■公園・緑地・水辺の施策の方向

- 公園・児童遊園等の整備・充実
 - ・公園・児童遊園の新設、改修/大規模開発等におけるオープンスペースの整備の指導・調整 など
- 水と緑のネットワークの形成
 - ・街路樹、街角広場、みどりの散歩道の整備/公共施設の緑化推進/水辺の緑化促進 など
- 安全・快適な水辺環境の整備・充実
 - ・緩傾斜護岸等の整備促進/晴海豊洲親水緑地の整備促進/生き物にやさしい護岸づくりの促進 など
- 緑化の普及・啓発
 - ・民間施設の屋上緑化推進/区の木・区の花の増殖 など

みどり粋いきーアーバンオアシスー中央区緑の基本計画

(平成 11 年 3 月)

■計画の目標

- ・花、水、緑豊かな都心を創造する/緑を 50 パーセント増やす/みんなで緑をつくる

■基本計画

- まちづくりの中で緑とオープンスペースの拡充を図る
 - ・公園の整備ー緑の拠点づくり(佃公園、石川島公園ゾーン、晴海親水公園ゾーン、晴海心頭公園ゾーン、朝潮運河活用ゾーンなど)/水辺の緑づくりー晴海親水緑地の整備、朝潮運河の活用、隅田川スーパー堤防・緩傾斜堤防の整備/街路の緑化/公共施設の緑化 など
- 水と緑のネットワークを形成する
 - ・街路による緑のネットワークづくり/河川・運河による水のネットワークづくりー隅田川スーパー堤防・緩傾斜堤防の整備、築地川の遊歩道の整備、月島川・新月島川緑の散歩道の整備 など
- 緑の質の向上を図る
 - ・花の景観づくり/大木の景観づくり/緑化空間の工夫ー屋上・壁面等の緑化/ピオトープネットワークと風の道づくり など
- 緑化活動を支援するしくみづくりを進める
 - ・区民・企業参加のしくみづくり/緑づくりの支援体制づくり/緑づくりの普及・啓発/緑に関する調査

■地区別方針

- 佃・月島地区ー新旧の街並みの個性を活かし、暮らしを彩る緑を創造するー暮らしの中の身近な緑を育成/出会いや憩いの場となる緑の拠点を創出/大川端リバーシティを拠点として緑の歩行者ネットワークを形成
- 勝どき・豊海地区ー水際の緑化でまちの魅力を高めるー住環境にうるおいをもたらす緑を育成/街路と水際の緑による歩行者ネットワークを形成/快適に働く場の緑を創出
- 晴海地区ー緑ゆたかな晴海アイランドをつくるー国際都市東京の海の玄関口に相応しい緑の拠点を創出/まちづくりと連携した水と緑のネットワークを形成/定住人口回復の拠点となる緑を創出

- 緑の拠点:晴海親水緑地(①)、晴海埠頭公園(②)、大川端リバーパーク(③)
- 緑の軸:八重洲・大川端軸(④)、都心・晴海軸(⑤)
- 水の軸:隅田川軸(⑥)

以上、対象エリアに関するもののみを記載

凡例

- 緑の軸/水の軸
- 緑の拠点

豊洲・晴海開発整備計画一再改定(豊洲)案一(平成 14 年 9 月、東京都)

■豊洲・晴海開発の基本的な考え方

- 開発基本方針
 - ・快適でうるおいのある住環境の形成/魅力的な複合空間の形成/親まれる港を中心とした、人の集うまちの形成
- 晴海地区開発整備計画
 - 空間構成の基本方針(土地利用)
 - ・豊かな水域に囲まれている地区特性を生かして、水辺には親水性に優れた防潮護岸を整備/地区内には積極的に公園・緑地などを整備
 - ・これらをモールやプラザ、ゆとりある歩行者道等により結びあわせ、誰もが親しめる快適な水と緑のネットワークを形成
 - ・(業務・商業の拠点を貫き南北に設定された)「にぎわい軸」の終点に公園・緑地、公益施設、商業施設などを配置
 - 都市基盤等の整備の方針(都市基盤施設等の整備・水際線の整備)
 - ・約 4ha の公園を新設整備
 - ・公園・緑地のネットワークの形成に当たっては、地区をとりまく豊かな水域及び緑地、清掃工場内の緑地帯やステップガーデンなどとのつながりを重視
 - ・広域幹線道路沿いには、歩道状の空地や緑地等を確保
 - 開発誘導の指針(建築物等の整備)
 - ・丁目ごとの開発の中で公開空地などの準公共的な空地の計画的整備/建物の集約化と土地の高度利用等による準公共的な空地の創出、オープンスペースの一層の充実
 - ・親水緑地に連続する宅地は都市計画的手法等により緑地(宅地内緑地)として利用
 - ・緑化協定等による地域緑化を積極的に推進

晴海 まちづくりの考え方(平成 17 年 11 月、東京都、中央区)

■晴海地区まちづくりの基本理念

- ・ウォーターフロントの魅力を生かし、(中略)個性ある魅力と賑わいの創出を目指していく

■整備方針

- 公共施設整備方針
 - ・区画道路:電線類の地中化を図り、植栽帯や並木等の緑化空間を確保
 - ・公園・広場:水に囲まれた都市環境を演出する水景施設や十分な緑量を確保した公園・広場を整備
- 歩行者空間の整備指針
 - ・ウォーターフロントプロムナード:水際線を緩傾斜護岸と緑化によるウォーターフロントプロムナードとして連続した歩行者空間を整備/朝潮運河、豊洲・晴海水域など、それぞれの水域の特性をいかした水辺空間を演出
 - ・歩道状の空地:連続したゆとりある歩行者空間を整備
- 敷地利用・建築物等整備指針
 - ・オープンスペース(敷地内空地):公共施設と連続した良好な環境を形成するゆとりとうるおいある空間を創出
- その他の指針
 - ・緑量を確保し豊かな緑地空間を感じる空間を形成

■具体的方策

- ・ウォーターフロントプロムナードでは一体感のある植栽、照明等により連続した歩行者空間を演出
- ・準公共的な空地は想定居住人口一人当たり 3m² を目標とする(晴海全島で約 10ha 確保)
- ・幹線道路および区画道路沿いに整備される歩道状の空地は、既存の街路樹を含めた一体的な整備
- ・潮風に強い樹種を選定するとともに、歩行者が四季を通じて楽しめるような花木を植栽

図 3.2.11 まちづくりに関する計画(地区計画以外:築地・銀座地区)



中央区基本計画 2008 (平成 20 年 2 月)

■公園・緑地・水辺の施策の方向

- 公園・児童遊園等の整備・充実
 - ・公園・児童遊園の新設、改修/大規模開発等におけるオープンスペースの整備の指導・調整 など
- 水と緑のネットワークの形成
 - ・街路樹、街角広場、みどりの散歩道の整備/公共施設の緑化推進/水辺の緑化促進 など
- 安全・快適な水辺環境の整備・充実
 - ・緩傾斜護岸等の整備促進/晴海豊洲親水緑地の整備促進/生き物にやさしい護岸づくりの促進 など
- 緑化の普及・啓発
 - ・民間施設の屋上緑化推進/区の木・区の花の増殖 など

みどり粋いきーアバンオアシスー中央区緑の基本計画(平成 11 年 3 月)

■計画の目標

- ・花、水、緑豊かな都心を創造する/緑を 50 パーセント増やす/みんなで緑をつくる

■基本計画

- まちづくりの中で緑とオープンスペースの拡充を図る
 - ・公園の整備ー緑の拠点づくり(あかつき公園ゾーン、浜離宮恩賜庭園ゾーンなど)/水辺の緑づくり/街路の緑化ー高速道路の緑化/公共施設の緑化 など
- 水と緑のネットワークを形成する
 - ・街路による緑のネットワークづくり/河川・運河による水のネットワークづくり
- 緑の質の向上を図る
 - ・花の景観づくり/大木の景観づくり/緑化空間の工夫ー屋上・壁面等の緑化/ピオトップネットワークと風の道づくり など
- 緑化活動を支援するしくみづくりを進める
 - ・区民・企業参加のしくみづくり/緑づくりの支援体制づくり/緑づくりの普及・啓発/緑に関する調査

■地区別方針

- 銀座地区ー人々の集いや回遊性を演出する緑を整備するー
 - ・並木道のシンボル性を高め、快適で美しい緑の歩行空間を確保/まちのにぎわいや華やかさを演出する緑化を推進/まとまりのある緑とオープンスペースを創出
- 築地地区ー隅田川、浜離宮恩賜庭園へ導く緑を創造するー
 - ・隅田川へ導く緑のネットワークを形成/緑の拠点を保全・創出/暮らし、はたらく場の緑を整備

- 緑の拠点: あかつき公園等 (①)、浜離宮恩賜庭園 (②)
- 緑の軸: 浜離宮・浜町軸 (③)、東京駅前・銀座・日本橋軸 (④)、八重洲・大川端軸 (⑤)、都心・晴海軸 (⑥)
- 水の軸: 隅田川軸 (⑦)
- その他 (区外): 皇居外苑 (⑧)、日比谷公園 (⑨)、芝公園 (⑩)、旧芝離宮恩賜公園 (⑪)

以上、対象エリアに関するもののみを記載

凡例

- 緑の軸/水の軸
- 緑の拠点

図 3.2.12 まちづくりに関する計画(地区計画以外:汐留・新橋・虎ノ門地区)

港区まちづくりマスタープラン(平成19年3月)

■全体構想

- 緑と水の再生
 - ・運河沿いでは水質改善や水辺の散歩道の整備などにより親水空間を創出/護岸係留施設の改善や海が見える海上公園の整備
 - ・大規模な開発における緑化基準の強化などにより緑の再生や創出を図る
- 緑と水の創出
 - ・道路緑化の推進、公園の整備、身近な緑化空間の形成、運河沿いの緑化、公開空地等の活用による緑地の形成、臨海部における親水空間の創設などにより新たな緑地空間を創出
- 緑と水の軸の形成
 - ・大規模な緑地などを緑の拠点として活用し、街路樹などを活かした緑の軸を形成することで緑の連続化を図る(赤坂・芝緑の軸、新橋・愛宕の緑の軸)
- まちの広場、地域のにわづくり
 - ・公園及び開発に伴う公開空地等については、隣接する公開空地や道路、水辺などと接する部分も一体的に整備して、公園や広場の空間を広げる

■地区別まちづくりの方針

- 新橋・浜松町周辺地区
 - ・まちづくりの目標:
 - 多くの企業等の立地と、多くの来街者が集まるにぎわいの中に都市型住宅を複合したまちの形成
 - ・まちづくりの方針:
 - 一質の高い居住環境の維持・創出とルールづくり
 - 地域の特性に応じ、地域の方々の発意と合意に基づき建物の高さ、壁面の位置、緑の配置などに関して提案できるルールをつくります
 - 一災害に強く、犯罪防止に配慮したまちづくり
 - 開発等にあわせて、防災機能を備えた広場の整備を促進
 - 一緑・水・空気などの環境に配慮したまちづくり
 - 道路緑化を推進し、愛宕山、芝離宮、芝公園等の緑の拠点のネットワーク化を進める/浜離宮など区外の緑との連携を進める/建築物の新築、改築での屋上緑化 など
 - ・重点的テーマ:
 - 環状2号線、環状3号線の整備とあわせた計画的なまちの機能の更新

- 環状第2号線、環状第3号線の整備とあわせた計画的なまちの機能の更新(①)
- 緑の軸(②)
- 緑の拠点(③)

港区緑と水に関する基本方針(平成18年3月、港区)

■基本方針

- 緑と水の量の拡大
 - ・屋上緑化・壁面緑化・校庭や広場の芝生化等の推進
 - ・都市計画制度の活用による地域単位での緑量の増強
 - ・大規模な開発における緑化基準の強化
- 緑と水の質の向上
 - ・既存樹木の保護・保全体制の強化
 - ・自然生態系や水循環系の回復に配慮した緑地保全対策の推進
 - ・大規模な開発における緑・水・土に関する総合的な指導体制の確立 など



凡例
 緑の軸/水の軸
 緑の拠点